

国産乳製品等競争力強化対策事業（チーズ工房等ハード事業）に係るQ & A

事業実施主体の要件			
Q1	どのような者が事業に応募できますか。	A1	現在チーズを製造している者に加え、チーズの製造をこれから始める者も対象です。ただし、大企業や大企業の子会社等は事業に応募することはできません。
Q2	事業実施主体の要件に「乳製品製造を行う食品事業者又は乳製品製造を行うことが確実な者」とありますが、具体的にはどのような者ですか。	A2	「乳製品製造を行う食品事業者」は、既にチーズ製造を業として行っている者を意味します。「乳製品製造を行うことが確実な者」は、まだチーズ製造を業として行っていないが、これまで別の会社等でチーズの製造を行っていた者や今後チーズの製造を行うためチーズ工房等におけるチーズ製造研修を受けるなど、一定レベル以上のチーズを製造する技術を有する者を意味します。
Q3	個人経営でも事業に応募することは可能ですか。	A3	可能です。
Q4	事業を実施する上で要件はありますか。	A4	事業実施から3年以内に、製造コストの10%の低下か販売額の10%の増加を達成する必要があります。また、収支の均衡が図られていることや地域の生乳需給に支障を来さないこと等も要件としてありますので、実施要綱の別表、実施要領の第3及び第4を御確認ください。
Q5	要件以外で、応募前に確認しておく事項はありますか。	A5	事業を実施する大前提として、土地の確保、地目の確認・変更、各種法的手続き（乳業施設の設置・変更の届出）等を行うことが必要ですので、必ず地元の都道府県や市町村へ御相談ください。特に、新規でチーズ工房を立ち上げる場合は、多くの手続きが想定されますので、御注意ください。
補助対象等			
Q6	事業対象はどのようなものですか。	A6	チーズの製造コストの低減や販売額の増加に必要なチーズ製造施設（原料乳取扱室、製造室、熟成室、冷蔵室、包装施設、排水・汚水処理施設、製品検査室等）やチーズ製造設備（貯乳タンク、チーズバット等）が対象です。 なお、用地費用、整地費用、駐車場整備費用等や設備の単純更新は事業の対象になりません。

Q7	チーズ製造に関する機械（チーズバット、発酵機、作業台・シンク等）導入のみの事業は補助対象となりますか。	A7	対象となりますが、施設に備え付けが必要な（容易に持ち運びが出来ないような）チーズの製造機械である必要があります。なお、チーズ専用の機械であっても、当該機械の導入によって生産性向上や販売額増加に結びつく必要があります。
Q8	生乳を運ぶためのトラックやフォークリフトは補助対象となりますか。	A8	汎用性が高いそれらの機械等については事業対象外です。また、これら以外にも容易に持ち運びができるもの小さなもの軽い物、車輪が付いた作業台、分解可能な組み立て式ラックのようなものは、対象外になります。
Q9	バターチャーンやホエイ加工機械等のチーズ製造の副産物を加工する機械は、事業対象となりますか。	A9	今回はあくまでチーズ製造に係る施設や設備が対象となりますので副産物加工施設や設備は事業対象外です。
Q10	チーズ以外の品目の製造と共通で使うような設備（貯乳タンク等）は補助対象となりますか。	A10	あくまでチーズ製造専用のものが補助対象です。
Q11	チーズ工房にカフェスペースや販売用カウンターを併設するが、事業対象となりますか。	A11	当該事業はチーズの製造施設が対象となりますので、製造施設と併設し、一体的に施工する場合であってもカフェスペースや販売用カウンター等の施設・設備は事業の対象外です。
Q12	すでに発注済みのものは事業対象となりますか。	A12	事業採択前に契約・発注済みのものは、事業対象外です。 なお、事業を実施するにあたっては、事業採択後に、入札等を行っていただき、一番安価な業者と契約する必要がありますこと御承知置きください。
Q13	機械はリースで導入してもいいのですか。	A13	購入のみを事業対象としており、リースによる導入は事業対象外です。
Q14	補助率はどのくらいですか。また、申請額に上限はありますか。	A14	補助率は、補助対象経費の消費税抜き金額の2分の1以内です。 申請額に上限はありませんが、応募いただいた方々の内容を審査した上で、採択の可否及び予算の配分をすることになります。予算の配分は、予算の範囲内で行いますので、場合によっては補助率が2分の1に満たないこともありえます。

Q15	市町村等の補助金も併用してもいいですか。	A15	<p>本事業採択時に既に、他の助成により事業を実施中のものは対象外ですが、本事業の採択と同時にあれば、他事業も活用することは可能です。 その場合、他事業で採択されない場合であっても、本事業を辞退することはお止めください。</p>
応募に当たっての注意点等			
Q16	応募先・問い合わせ先はどこですか。	A16	<p>本事業の公募のHPにも掲載してありますが、北海道の方は農林水産省本省、沖縄の方は内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県は各地方農政局です。</p>
Q17	事業実施計画書の添付資料は、全て提出する必要がありますか。	A17	<p>個人の場合で、定款がない等、存在しない資料は御提出いただく必要はありません。その他の書類については、事業実施計画書の内容の裏付けの資料になりますので、御提出ください。 なお、販売計画であれば、販売予定先（契約済みのもの等）を記載する、各品目毎の計画を記載する等、資料はなるべく具体的にお書きください。</p>
Q18	事業実施計画書の目的や取組内容の欄にはどのようなことを記載すればいいのですか。	A18	<p>目的の欄には、応募される者の概要（いつからチーズを作っているのか、製品特色、酪農経営の有無、生乳の調達先等）を記載のうえ、事業を活用してどのようなチーズ工房を目指していくのかを記載してください。 取組内容の欄には、上記目的を達成するためにどのようなことを実施していき、さらに今回の事業で具体的にどのようなものを整備して、どのような成果が見込まれるのかを記載してください。 なお、事業計画書の記載例をHPに掲載していますので、参考としてください。</p>
Q19	実施要領の第7の1の(2)に事業実施計画は、あらかじめ、関係各所と十分な調整、協議を行うと記載がありますが、どのような意味ですか。	A19	<p>チーズの製造にあたっては、Q4、Q5に記載したように、生乳の需給への影響、地目の変更、乳業施設の設置・変更の届出など補助金の手続きとは別に様々な調整・手続きが必要となりますので、生乳の取引先、都道府県、市町村等の機関に事業計画の内容に問題がないか確認を取ってください。 また、事業が採択された際には、Q12、Q24にあるように一般競争入札等を行った上で事業を進める必要があります。今回事業に応募するチーズ工房等の方においては、補助事業を初めて活用する方もいると存じますので、上記の観点に加え、事業計画の記載方法や手続き等についても、可能な限り、農協、都道府県、市町村、商工会等の協力を得てください。</p>

Q20	事業目標の設定あたって、注意する点がありますか。	A20	Q4のとおり製造コストの10%の低下か販売額の10%の増加を達成する必要がありますが、事業実施後目標の達成度合いを報告していただくことから実現可能な目標を設定してください。また、目標が達成可能であることを裏付けるため、販売計画等の添付書類を作成してください。
Q21	費用対効果はどのように算出すればいいですか。	A21	強い農業づくり交付金の費用対効果算出表（本事業の公募のHPに掲載）に準じて作成願います。基本的な考え方としては、事業実施前から目標年度までの収支計画（収入、支出は原価、光熱費等細分化してください）を作成した上で、「目標年度の収益見込み」と「事業実施前の収益」の差を事業実施による「所得向上効果」とし、所得向上効果と事業の総事業費のバランスから費用対効果を算出する必要があります。
Q22	応募のときに設計や見積もりは必要ですか。また採択後に設計や仕様を変更してもいいですか。	A22	応募時において、設計や見積もりは必須です。採択後は、原則、応募時の設計や仕様を基に事業を実施していただきます。
Q23	事業費の自己負担分について、融資を活用しようと思っているのですが、応募時に融資の承認を得ておく必要はありますか。	A23	可能な限り承認を得ておく必要があります。もし、応募までに承認を得ることが出来ない場合には、万が一、融資を断られた場合であっても自己負担が可能である旨の資料等の御提出をいただく場合があります。
Q24	採択された場合には、応募時に見積もりを取った業者と契約し、施設整備や設備導入をしてもいいのですか。	A24	原則、一般競争入札を実施していただき、事業費を低減していただく必要がありますので、見積もりの業者とそのまま契約をすることはできません。
Q25	「国産乳製品等競争力強化対策事業補助金に係る交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」の第1の6（1）に予定価格が少額であれば3者見積もりで良いとの記載がありますが、少額とはいくらまでを指しますか。	A25	例えば国の場合では、工事の場合は250万円、財産買入の場合には160万円を超えない場合には随意契約ができることとされています。事業実施主体において、少額契約等に関する規程が無い場合には、お近くの自治体や国に準じてください。